

○ 国家公務員の兼業許可に係る法令等（国家公務員法第百三条関係）

昭和二十二年法律第百二十号 国家公務員法（抄）	昭和二十五年人事院規則一四一八 （営利企業の役員等との兼業）	昭和三十一年八月二十三日付職職一五百九十九 人事院規則一四一八（営利企業の役員等との兼業）の運用について
（私企業からの隔離） 第百三条 職員は、商業、工業又は金融業その他の営利を目的とする私企業（以下営利企業という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。 2 前項の規定は、人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合には、これを適用しない。 3 営利企業について、株式会社所有の関係その他の関係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、人事院は、人事院規則の定めるところにより、株式会社所有の関係その他の関係について報告を徴することができる。 4 人事院は、人事院規則の定めるところにより、前項の報告に基き、企業に対する関係の全部又は一部の存続が、その職員の職務遂行上適当でない認めるときは、その旨を当該職員に通知することができる。 5 前項の通知を受けた職員は、その通知の内容について不服があるときは、その通知を受領した日の翌日から起算して三月以内に、人事院に審査請求をすることができる。 6 第九十条第三項並びに第九十一条第二項及び第三項の規定は前項の審査請求のあつた場合について、第九十二条の二の規定は第四項の通知の取消しの訴えについて、それぞれ準用する。 7 第五項の審査請求をしなかつた職員及び人事院が同項の審査請求について調査した結果、通知の内容が正当であると裁決された職員は、人事院規則の定めるところにより、人事院規則の定める期間内に、	1 職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね又は自ら営利企業を営むこと（以下「役員兼業等」という。）については、人事院又は次項の規定により委任を受けた者は、その職員の占めている官職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれなく、かつ、営利企業に従事しても職務の遂行に支障がないと認められる場合であつて法の精神に反しないと認められる場合として人事院が定める場合のほかは、法第百三条第二項の規定により、これを承認することができない。 2 人事院は、法第百三条第二項の規定により職員の役員兼業等に承認（次に掲げる職員以外の職員については、自ら営利企業を営むことの承認に限る。）を与える権限を所轄庁の長又は行政執行法人の長（以下「所轄庁の長等」という。）に委任する。所轄庁の長等は、その委任された権限を部内の上級の職員に委任することができる。 一 給与法の適用を受ける職員で次に掲げるもの イ 行政職俸給表（二）の職務の級七級以下の職員 ロ 行政職俸給表（二）の適用を受ける職員 ハ 専門行政職俸給表の職務の級五級以下の職員 ニ 税務職俸給表の職務の級七級以下の職員 ホ 公安職俸給表（二）の職務の級八級以下の職員 ヘ 公安職俸給表（二）の職務の級七級以下の職員 ト 海事職俸給表（二）の職務の級六級以下の職員 チ 海事職俸給表（二）の適用を受ける職員	第1項関係 1 「営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体」とは、商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体をいう。会社法（平成一十七年法律第八十六号）上の会社のほか、法律によつて設立される法人等で、主として営利活動を営むものがこれに該当する。 2 「役員」とは、取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、監事、支配人、発起人及び清算人をいう。 3 「自ら営利企業を営むこと」（以下「自営」という。）とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。なお、名義が他人であつても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。 4 前項の場合における次の各号に掲げる事業の経営が当該各号に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営に当てるものとして取り扱うものとする。 一 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等 大規模に経営される客観的に営利を主目的とすると判断される場合 二 不動産又は駐車場の賃貸 次のいずれかに該当する場合 （一）不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合 イ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。 ロ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。 ハ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。 ニ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。 ホ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること

その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つ
か、又はその官職を退かなければならない。

- リ 教育職俸給表（二）の職務の級三級以下の職員
- ヌ 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員
- ル 研究職俸給表の職務の級四級以下の職員
- ヲ 医療職俸給表（一）の職務の級二級以下の職員
- ワ 医療職俸給表（二）の職務の級七級以下の職員
- カ 医療職俸給表（三）の適用を受ける職員
- ヨ 福祉職俸給表の適用を受ける職員
- タ 専門スタッフ職俸給表の職務の級一級の職員
- 二 任期付研究員法第三条第一項第二号の規定により任期を定めて採用された職員
- 三 副検事
- 四 行政執行法人の職員
- 3 所轄庁の長等は、人事院の定めるところにより、毎年一回、当該所轄庁の長等又はその委任を受けた者が第一項の規定により与えた承認の状況を人事院に報告しなければならない。
- 4 人事院は、所轄庁の長等又はその委任を受けた者の与えた承認が第一項の規定に反すると認める場合には、これを取り消すことができる。
- 5 職員が法第百三条又は法第百四条の規定による承認又は許可を得て官職以外の業務に従事するためにその勤務時間をさく場合においては、さかれた勤務時間については給与を減額する。
- 6 非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、法第百三条第一項の規定は適用しない。
- 7 この規則に定める承認の手續に関し必要な事項は、事務総長が定める。

- （2）駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合
イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。
ロ 駐車台数が10台以上であること。
（3）不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額500万円以上である場合
（4）（1）又は（2）に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合
- 三 太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売 販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合
「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とする。
- 一 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
- （1）職員の官職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
（2）入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者が委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
（3）その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 二 太陽光電気の販売に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
- （1）職員の官職と承認に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
（2）太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者が委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
（3）その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 三 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
- （1）職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその

発生のおそれがないこと。

(2) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者として、いること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

(3) 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

(4) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

6 前項の「特別な利害関係」とは、補助金等の割当、交付等を行う場合、物件の使用、権利の設定等について許可、認可、免許等を行う場合、生産方式、規格、経理等に対する検査、監査等を行う場合、国税の査定、徴収を行う場合等監督関係若しくは権限行使の関係又は工事契約、物品購入契約等の契約関係という。

7 自営の承認を受けた職員が昇任、転任、配置換、併任等により官職に異動を生じた場合（異動前後の自営の承認権者が同一である場合であつて、当該承認権者が異動後の官職と承認に係る自営との間においても特別の利害関係又はその発生のおそれがないと認めるときを除く。）又は承認に係る自営の内容に変更があつた場合には、当該官職の異動又は自営の内容の変更の後1月以内に改めて承認を受けなければならない。

第2項関係

この規則により承認しまたは許可する権限は、任命権とは異なるものであるから、本項の規定により権限を再委任する場合には、任命権の委任と必ずしも一致させる必要はない。

第3項関係

この項の規定による報告は、毎年1月末日までに、前年に与えた承認について、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

一 承認を与えた職員の氏名、所属、官職、適用俸給表及び職務の級

二 承認を与えた年月日

三 承認を与えた事業に係る次の事項

(1) 不動産等賃貸の場合

イ 賃貸する不動産等の種類、件数及び規模の内訳

ロ 賃貸する不動産等の種類ごとの賃貸料収入の予定年額

- ハ 賃貸する不動産等の管理の方法
- (2) 太陽光電気の販売の場合
 - イ 販売に係る太陽光発電設備の定格出力
 - ロ 収入の予定年額
 - ハ 販売に係る管理の方法
- (3) 不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業の場合
 - イ 事業の名称、内容及び所在地
 - ロ 事業の業務の遂行の方法
 - ハ 事業の継承の事由
- ニ 収入の予定年額

第7項関係

自営の承認を申請する場合には、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営にあつては別紙第1の様式による自営兼業承認申請書（不動産等賃貸関係）、太陽光電気の販売に係る自営にあつては別紙第2の様式による自営兼業承認申請書（太陽光電気の販売関係）、不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営にあつては別紙第3の様式による自営兼業承認申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）を承認権者に提出するものとする。この場合において、当該自営兼業承認申請書には、それぞれ次に掲げる資料を添付するものとする。

- 一 自営兼業承認申請書（不動産等賃貸関係）の場合
 - (1) 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書面
 - (2) 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面
 - (3) 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面
 - (4) 事業主の意義が兼業しようとする職員の意義以外の意義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合
 - (5) 職員の人事記録の写し
 - (6) その他参考となる資料
- 二 自営兼業承認申請書（太陽光電気の販売関係）の場合
 - (1) 太陽光発電設備の仕様書の写し等太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面

	(2) 太陽光電気の販売契約書の写し等太陽光電気の販売の内容を明らかにする書面 (3) 事業者に管理業務を委託する契約書の写し等太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面 (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合 (5) 職員の人事記録の写し (6) その他参考となる資料 三 自営兼業承認申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）の場合 (1) 職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面 (2) 事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概要を明らかにする書面 (3) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者として、いることなど職員の職務の遂行に影響がないことを明らかにする調書 (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合 (5) 職員の人事記録の写し (6) その他参考となる資料

自當兼業承認申請書（不動産等賃貸関係）

6

4 職員の官職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間の特別な利害関係の有無

5 職員の職務の遂行への支障の有無

6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

7 その他参考事項

職員署名欄

上記の記載は真実かつ正確であります。

令和 年 月 日

署 名

印

（注）各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付するものとする。

別紙第2

自営兼業承認申請書（太陽光電気の販売関係）

文書番号		令和 年 月 日	
(承認権者)		殿	
		(所轄庁の長等) ㊟	
下記について、国家公務員法第103条第2項の規定により、自営に係る承認を申請します。			
1 兼業職員			
氏名（ふりがな）		生年月日 年 月 日	
2 官職等			
官職名	(職務内容)		
所属			
俸給	職俸給表（ ） 級		
3 兼業先			
太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の設置状況	設備の所在地		
	発電出力	kW	
	運転開始年月日（予定日）	年 月 日	
収入の予定年額	円		
	年間販売量（見込み）	kWh／年	
	販売価格	円／kWh	
太陽光電気の販売に係る管理業務の方法			
4 職員の官職と承認に係る太陽光電気の販売との間の特別な利害関係の有無			
.....			
.....			
.....			
5 職員の職務の遂行への支障の有無			
.....			
.....			
.....			

6	その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
7	その他参考事項

職員署名欄

上記の記載は真実かつ正確であります。

令和 年 月 日

署 名



（注1）各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付するものとする。
（注2）発電出力は、太陽電池モジュール又はパワーコンディショナーの定格出力のうちいずれか小さい方を小数1桁まで記載すること。

自営兼業承認申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）

文書番号	令和 年 月 日
(承認権者) 殿 (所轄庁の長等) ㊟	
下記について、国家公務員法第１０３条第２項の規定により、自営に係る承認を申請します。	
１　兼業職員	
氏名（ふりがな）	生年月日 年 月 日
２　官職等	
官職名	(職務内容)
所属	
俸給	職俸給表（ ） 級
３　兼業先	
事業の名称	
所在地	
事業内容	
収入の予定年額	円
使用人の人数及び職員との続柄	
事業の用に供する土地、建物等の施設の種類・規模及び機械等の機器の種類・数量	
職員が必要とする事業への関与の内容及びその業務への従事時間	
当該事業の継承の事由	

4 職員の官職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無

5 職員の職務の遂行への支障の有無

6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

7 その他参考事項

職員署名欄
上記の記載は真実かつ正確であります。
令和 年 月 日
署 名 ⑩

（注）各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付するものとする。

○ 国家公務員の兼業許可に係る法令等（国家公務員法第百四条関係）

昭和二十二年法律第百二十号 国家公務員法（抄）	昭和四十一年政令第一五号 職員の兼業の許可に関する政令	昭和四十一年総理府令第五号 職員の兼業の許可に関する内閣官房令	昭和四十一年二月十一日付総人局第九十七号 職員の兼業の許可について（通知）
（他の事業又は事務の関与制限） 第百四条 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要する。	（権限の委任） 第一条 内閣総理大臣は、次に掲げる職員に関する国家公務員法第百四条の規定による許可（以下「兼業の許可」という。）に関するその権限を当該職員の所轄庁の長に委任することができる。 一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員で次に掲げるもの イ その属する職務の級が行政職俸給表（一）の七級以下の級である職員 ロ 行政職俸給表（二）の適用を受ける職員 ハ その属する職務の級が専門行政職俸給表の五級以下の級である職員 ニ その属する職務の級が税務職俸給表の七級以下の級である職員 ホ その属する職務の級が公安職俸給表（一）の八級以下の級である職員 ヘ その属する職務の級が公安職俸給表（二）の七級以下の級である職員 ト その属する職務の級が海事職俸給表（一）の六級以下の級である職員 チ 海事職俸給表（二）の適用を受ける職員 リ 教育職俸給表の適用を受ける職員 ヌ 研究職俸給表の適用を受ける職員 ル 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員 ヲ その属する職務の級が医療職俸給表（二）の七級以下の級である職員 ワ 医療職俸給表（三）の適用を受け	（兼業の許可の基準） 第一条 内閣総理大臣及び所轄庁の長は、兼業の許可の申請があつた場合においては、その職員の占めている官職と国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百四条の団体、事業又は事務との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがなく、かつ、職務の遂行に支障がないと認めるときに限り、許可することができる。 （兼業の許可の申請） 第二条 兼業の許可の申請は、別記様式の兼業許可申請書でしなければならない。 （内閣総理大臣に対する申請） 第三条 内閣総理大臣に対する兼業の許可の申請は、所轄庁の長を経由しなければならない。 2 前項の場合においては、所轄庁の長は、当該兼業の許可を与えてから前条の兼業許可申請書二通を内閣総理大臣に対して提出しなければならない。 （許可台帳の整備） 第四条 内閣総理大臣及び所轄庁の長は、職員の兼業の許可に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。 一 許可年月日 二 職員の氏名及びその占める官職並びにその適用を受ける俸給表の種類及びその属する職務の級 三 兼業先及びその職名 四 兼業予定期間	第一 許可権限の委任に関する事項 1 兼業の許可に関する内閣総理大臣の権限の所轄庁の長への委任については、政令第一条（権限の委任）および内閣官房令第五条（権限の委任）の規定により、教育職俸給表の適用を受ける職員を除いては、従来どおりであること。 2 所轄庁の長が、委任された兼業の許可に関する内閣総理大臣の権限を、さらに部内の職員に委任することについては、兼業の許可に関する権限を部内の職員に委任できる旨の国家公務員法上の規定がないので、要すれば、部内の専決等により処理されたいこと。 第二 職務専念義務の免除に関する事項 1 政令第二条（職務専念義務の免除）では、さかれた勤務時間についての給与の減額については規定されていないが、これについては、人事院規則一四―八第五項の規定により、従来どおり減額されることになること。 2 勤務時間をさく必要がある場合には、兼業許可申請書にさく時間数を明記すること。 3 現実に勤務時間をさく場合には、そのつど機関の長の承認を得なければならないものであること。 第三 許可基準に関する事項 1 内閣官房令第一条（兼業の許可の基準）の規定の趣旨は、従来と同様であること。 2 事業の許可に関する申請が次の各号の一に該当する場合には、原則として、許可しない取扱いとされたいこと。 （一）兼業のため勤務時間をさくことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるとき。

る職員

カ 福祉職俸給表の適用を受ける職員
ヨ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

タ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条
第一項又は第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員

二 副検事

2 内閣総理大臣は、前項の規定によるほか、職員が地方公共団体の非常勤の職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三十八条の四第一項の規定により置かれる委員会の委員若しくは同項の規定により置かれる委員又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の職を兼ねる場合における兼業の許可に関するその権限を当該職員の所轄庁の長に委任することができる。

（職務専念義務の免除）

第二条 職員は、兼業の許可が与えられたときは、その許可の範囲内で、その割り振られた正規の勤務時間の一部をさくことができる。

（非常勤職員及び臨時的職員に関する特例）

第三条 非常勤職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、同法第四十条の規定は、適用しない。

（権限の委任）

第五条 職員の兼業の許可に関する政令（昭和四十一年政令第十五号）第一条第一項各号に掲げる職員で次に掲げるもの以外のものに関する兼業の許可及び職員が同条第二項に規定する職を兼ねる場合における兼業の許可に関する内閣総理大臣の権限は、当該職員の所轄庁の長に委任する。

一 その属する職務の級が研究職俸給表の五級又は六級である職員

二 その属する職務の級が医療職俸給表（一）の三級、四級又は五級である職員

三 その属する職務の級が専門スタッフ職俸給表の二級、三級又は四級である職員

四 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員
2 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる職員で科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第十二項の研究公務員であるものが同法第十七条第一項の共同研究等その他これに類する研究に従事する場合における兼業の許可に関する内閣総理大臣の権限は、前項の規定にかかわらず、当該職員の所轄庁の長に委任する。

（2）兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。

（3）兼業しようとする職員が在職する国の機関と兼業先との間に、免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の特殊な関係があるとき。

（4）兼業する事業の経営上の責任者となるとき。

（5）兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。

3 兼業の許可は、原則として、二年をこえない期間について与える取扱いとされたいこと。

第四 申請に関する事項

内閣官房令で定められた申請の方法および手続は、従来のもとの差異はないが、特に次の事項については留意されたいこと。

（1）申請する場合には、相当の期間を置いて、事前に行なわなければならないこと。

（2）申請する場合には、内閣官房令別記様式で定められた兼業許可申請書によらなければならないこと。

（3）内閣総理大臣に対する申請は所轄庁の長を経由しなければならないが、また、この場合において所轄庁の長は当該兼業の許可を与え、その旨を明示した兼業許可申請書を二通提出しなければならないこと。

第五 許可台帳に関する事項

1 内閣官房令第四条（許可台帳の整備）の規定に基づき、所轄庁の長は、兼業の許可に関する台帳を備えなければならないこと。

2 許可台帳は、兼業先を次のように区分して許可年月日順に調製すること。

（1）特別職

（2）地方公共団体

（3）学校（上記以外のものに属するもの）

(4) 研究所(同上)

(5) 営利企業

(6) その他

第六 官職に異動が生じた場合に関する事項

1 兼業の許可を受けた職員が昇任、転任、配置換えにより官職を異動した場合における取扱いについては、兼業の許可は当該職員の現に占めている官職との関係を考慮して与えられるものであるから、官職に異動が生じた後も引き続き兼業するときは、必ず新たに許可を受けさせなければならぬこと。

2 前記の許可の更新は、当該異動後一月以内に行なわせるものとする。

3 前記1の場合において、例えば行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の属する職務の級が五級から六級に昇格しただけの場合のように実質的な官職の異動がなく、かつ、政令第一条(権限の委任)および内閣官房令第五条(権限の委任)の規定により許可権者についても異動がないような場合等は、除外するものとする。

第七 兼業の許可状況の報告に関する事項

兼業の許可を申請してきたもののうち、政令第一条(権限の委任)および内閣官房令第五条(権限の委任)の規定により、内閣総理大臣の許可権限が所轄庁の長に委任されているものに関し、毎年一月一日から六月三十日までの間に許可したものについては七月三十一日までに、毎年七月一日から十二月三十一日までの間に許可したものについては翌年一月三十一日までに、許可台帳調製の区分別の件数を内閣官房内閣人事局へ報告すること。

平成三十一年三月二十八日付 閣内人第二百二十五号 「職員の兼業の許可について」に定める 許可基準に関する事項について（通知） 1 昭和41年通知「第三 許可基準に関する事項」について (1) 「2(2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。」について 兼業しようとする職員の健康、兼業する事業又は事務の内容や兼業先の勤務時間数（以下「兼業時間数」という。）、官職における超過勤務時間を含めた勤務の状況等を考慮して、昭和41年通知第三の2(2)に該当するかを判断するものとする。なお、兼業しようとする職員について、兼業時間数が、週8時間又は1箇月30時間を超えるとき、また、勤務時間が割り振られた日において1日3時間を超えるときは、原則として、昭和41年通知第三の2(2)に該当するものとする。 (2) 「2(5) 兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。」について ① 兼業先、② 兼業する事業又は事務及び③ 兼業することによって得る報酬について、以下のとおりとする。 ① 兼業先について ア 営利企業以外の団体（以下「非営利団体」という。）について i 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等 これらの非営利団体については、原則として、昭和41年通知第三の2(5)に該当しないものとする。 ii 公益社団法人、公益財団法人、社会福	
---	--

-
-
-
-
-
- イ) 営利企業について
- 社法人、学校法人、更生保護法人、医療法人、特定非営利活動法人等
- これらの非営利団体については、以下のいずれかに該当する場合に、原則として、昭和41年通知第三の2(5)に該当するものとする。
- a) 非営利団体がその設立目的に沿った活動実績があることを事業報告、活動計算書等により確認することができないとき。
- b) 非営利団体又はその役員若しくは役員であつた者が、人事院規則21-0(国と民間企業との間の人事交流)第7条第1号に該当するとき。
- iii) 一般社団法人、一般財団法人、自治会・町内会、マンション管理組合、同窓会等
- これらの非営利団体については、以下のいずれかに該当する場合に、原則として、昭和41年通知第三の2(5)に該当するものとする。
- a) 定款等に記載されている非営利団体の目的が国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。
- b) 非営利団体がその設立目的に沿った活動実績があることを事業報告、活動計算書等により確認することができないとき。
- c) 直近3年分の事業報告、活動計算書等の資料がHP等により国民に広く公表されていないとき。
- d) 非営利団体又はその役員若しくは役員であつた者が、人事院規則21-0(国と民間企業との間の人事交流)第7条第1号に該当するとき。

	原則として、昭和41年通知第三の2(5)に該当するものとする。 ② 兼業する事業又は事務について昭和41年通知第三の2(5)に該当しないと認められる兼業先において、当該兼業先の定款に記載されている目的に沿った事業又は事務を行い、かつ、当該事業又は事務が国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがないと認められる場合には、昭和41年通知第三の2(5)に該当しないものとする。 ③ 兼業することによって得る報酬について兼業することによって得る報酬として、社会通念上相当と認められる程度を超える額である場合には、昭和41年通知第三の2(5)に該当するものとする。 なお、国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)第9条第2項に基づき、利害関係者からの依頼に応じて行う講演等については、倫理監督官により報酬基準が定められていることを踏まえ、利害関係者からの依頼に限らず、同様の事業又は事務を行う兼業においては、当該報酬基準を超える場合には、昭和41年通知第三の2(5)に該当するものとする。

兼業許可申請書

(内閣総理大臣) 殿 年 月 日
(所轄庁の長) 殿

(申請者)

1 申請者について

氏名 (ふりがな)

生年月日

年

月

目生

現住所

2 官職について

所属局課名

所在地

官 (役) 職名

俸 給

職俸給表 () 級 号俸

勤務時間 から まで

平均して、1月 日、1日 時間

週延べ 時間

職務内容と責任の程度

3 兼業先について

勤務先

所在地

職 名

酬 報

□月収 □年収 □その他 円

兼業先の事業内容

(兼業先の区分：)

勤務時間

☐常勤 ☐非常勤 から まで

平均して、1月 日、1日 時間

週延べ	時間
1	10
2	20
3	30
4	40
5	50
6	60
7	70
8	80
9	90
10	100
11	110
12	120
13	130
14	140
15	150
16	160
17	170
18	180
19	190
20	200
21	210
22	220
23	230
24	240
25	250
26	260
27	270
28	280
29	290
30	300
31	310
32	320
33	330
34	340
35	350
36	360
37	370
38	380
39	390
40	400
41	410
42	420
43	430
44	440
45	450
46	460
47	470
48	480
49	490
50	500
51	510
52	520
53	530
54	540
55	550
56	560
57	570
58	580
59	590
60	600
61	610
62	620
63	630
64	640
65	650
66	660
67	670
68	680
69	690
70	700
71	710
72	720
73	730
74	740
75	750
76	760
77	770
78	780
79	790
80	800
81	810
82	820
83	830
84	840
85	850
86	860
87	870
88	880
89	890
90	900
91	910
92	920
93	930
94	940
95	950
96	960
97	970
98	980
99	990
100	1000

職務内容と責任の程度

兼業予定期間 ☐新規 ☐継続

年 月 日から

年 月 日まで

(裏)

4 兼業が官職に与える影響

〔 割り振られた正規の勤務時間の一部を割く必要がある場合は、割く時間数を記入すること。 〕

5 兼業を必要とする理由

上記の兼業を許可する。

年 月 日

(所轄庁の長)

印

上記の兼業を許可する。

年 月 日

(内閣総理大臣)

印